

議第5328号 蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（県決定）

[議案概要]

本県の都市計画の基本方針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第5329号 蓮田都市計画 区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。

高虫西部地区は、土地区画整理事業により計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域へ編入するものです。

- ・市街化区域への編入面積 約26.3ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第5330号 深谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（県決定）

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第5331号 深谷都市計画 区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しません。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

**議第5332号 寄居都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

**議第5333号 本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第5334号 本庄都市計画 区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しません。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第5335号 児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第5336号 加須都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（県決定）

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第5337号 加須都市計画 区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しません。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第 5 3 3 8 号 北川辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

議第 5 3 3 9 号 草加都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

八潮市大字八條地内では、田園地帯の名残をとどめる緑豊かなオープンスペースを内包する産業拠点の形成を目指すまちづくりの計画があり、当地内が高速道路ネットワークに接続することにより、県東南部地域の交通利便性の向上や地域産業の活性化などの効果が期待されます。

このため、草加都市計画道路 1・3・2 号高速外環状道路の区域にスマート I C の整備予定区域を追加するとともに、スマート I C と周辺幹線道路を連絡するための路線として 3・4・85 号入谷東西線を新たに決定するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5340号 所沢都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

近年の県道の開通、有料道路の無料化等により、周辺道路の交通事情が変化したことから、3・3・2号東京狭山線及び3・3・3号宮本柳瀬線の交通量が増大し、両路線の交差点において慢性的に渋滞が発生しています。

このため、当該交差点における交通の円滑化を図るため、両路線の交差構造を立体交差に変更し、3・3・2号東京狭山線の一部区間の区域を変更するものです。

併せて、両路線の車線数を決定するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5341号 狭山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・4・3号入間柏原線の周辺では、一般国道299号飯能狭山バイパスなどが整備されたことにより、道路利用状況に変化が生じ、交通流がバイパスへと転換されました。

このため、変更対象区間における広域的なネットワークとしての機能はバイパスが担っており、機能の代替性が確保されていることから、本路線の一部区間の廃止を行うものです。

併せて、車線数を決定するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5342号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

東松山駅東口の周辺整備や近隣土地区画整理事業の完了により、東松山駅周辺の土地利用の推進が図られ、その結果、東松山駅東口の中心部を南北に結ぶ3・5・13号第一小学校通線の交通需要が増加しています。そこで、より円滑で安全な交通処理の実現に向けて、変更区間における県道東松山越生線との交差点2か所に右折車線を設けるため、一部区間の幅員を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当
直通番号 048-830-5343

議第5343号 東松山都市計画及び小川都市計画下水道の変更について
（県決定）

[議案概要]

滑川中継ポンプ場への計画流入量の減少により、当該施設を廃止するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

下水道局 下水道事業課 計画・公共下水道担当
直通番号 048-830-5466

議第5344号 川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（川口市決定）

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるかについて、審議に付すものです。

- 1 敷地の位置 埼玉県川口市弥平三丁目12番18号
- 2 敷地面積 926.94㎡
- 3 用途地域 工業地域
- 4 処理施設 脱水施設（新設）2基
有機汚泥 処理能力 134.63㎥/日（24時間）
無機汚泥 処理能力 120.00㎥/日（24時間）
（産業廃棄物）

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519